

『正法眼藏那一宝』稿本『正法眼藏辨註』について

小坂機融

一

江戸幕府の成立に伴なう秩序の恢復と学芸の復興施策は、

宗教界にも多大の影響を齎らし、各宗に宗学の研鑽を盛んにして、宗旨への関心を闡明にして行くこととなつた。隱元隆琦（一五九二～一六七三）による黄檗禪の伝来は、これに呼応するものであり、宗門の宗統復古は、これを契機として進められた一大運動であつたといえよう。

円山道白（一六三六～一七一五）、梅峯竺信（一六三三～一七〇七）を中心に行開したこの運動は、官裁による一應の決着をみるのであるが、その後の宗内に大きな波紋となつて広がり、宗義に対する種々の議論を呼び起したのである。これは、円山等が提示した特に嗣承・禪戒・清規についての宗義に対して巻き起つたものである。

この議論は、天桂伝尊（一六四八～一七三五）の『正法眼藏』

「授記・面授・嗣書」卷に対する『弁註』に始まり、『正法眼藏』全体にわたる本格的な研究に発展し、本文批評にまで至るものであつた。

天桂の『年譜』によれば、『正法眼藏弁註并調絃』は、享保一年（一七二六）に始草されて享保一四年に完成され、その夏から秋にかけて玄侶六百余員に対して宣揚されたとい⁽¹⁾う。この玄侶達によって例へば「摂の坂陽に祖道を顯揚する宗匠あり、宗眼今古に洞視し、邪説を倒瀾に隣回し、永祖古仏の正法眼藏を弁註し、嗣法の権実を分析して的確分明、宗門に補うものあること一二にあらず」として全国に齎らされ、これに対しても反駁が起り、円山支持者と天桂支持者の間で応酬がなされたのである。

乙堂喚丑（～一七六〇）の『正法眼藏続絃講議』（一七三一）『洞上叢林公論』（一七四三）、面山瑞方（一六八三～一七六九）の『正法眼藏闡邪訣』（一七三八）、万惣道坦（一六九八～一七七

五)の『正法眼藏弁弁註』(一七六六、全『正法眼藏闡邪訣補欠録』へ一七七一)といい、全『正法眼藏諫蠹録』へ一七七四と改む)等は、円山支持の立場から天桂を非難し、万回一線(一七五六)の『証道歌直截』(一七三六)『青鶴原夢語』(一七四〇)、玄樓奥龍(一七二〇へ一八一三)の『一槌碎瓦』(一七八四)、心應空印(一七一六へ一七八〇)の『正法眼藏迸驢乳』(一七七六)、父幼老卵(一七二四へ一八〇五)の『正法眼藏那一宝』(一七九一)等は、天桂支持に立つて論陣を張つたのであるが、その間に両者とも微妙に変化しながら、少しづつ問題点が明瞭にされていったのである。その論證の消息についての筋道は、すでに明かされているので、ここでは、特に論義の進展の中での『正法眼藏』解説受用において修訂変遷が顕著であったと思われる天桂派下の『弁註』継承の在り方について考察することにしたい。

二

て考へることにしたいと思う。

江戸期において道元禅師の『正法眼藏』全体にわたる研究を創始したのは、天桂伝尊であるといつてよいであろう。特に『正法眼藏』授記・面授・嗣書の巻に弁註した天桂の激越な議論が宗門に『正法眼藏』を中心とする宗典研究に火をつけたのである。当時、宗門には知られる本格的研究のなかつた宗祖の遺著に対し何としても解説し顕揚せんとした天桂にと

『那一宝』の成立事情を考察する拙論において、老卵が何故『弁註』を『那一宝』として開版したかの意味を問い合わせ、福祥寺本『弁註』の「凡例」と『那一宝』の稿本に記された「余前瞻^ニ写退峰祖翁之弁註全部而藏^ニ入於退峰。其後有^テ拒^ニ弁註^ニ解以減^ニ些子^ニ添^ニ此子^ニ」の文を通じて、当時轟然として湧き起つていた天桂批

つて、正に人跡未踏の原生林に分け入るようなものであつたかもしれない。しかし、彼は、幅広い仏教参究による該博な知識と鋭敏な釈法眼をもつて、畢生の書『正法眼藏弁註』を完成したのである。天桂晩年の発願であつたこの註弁の仕事には、その草稿と版行に準備された一応の完成本、およびその修訂本等を前にするとき、一門のこれに尽された測り知れぬ多くの努力協賛の存在が充分窺われる。草稿本の解説解明は、極めて困難であつて未だ完全を期していかないが、成立後の『弁註』の伝承・修訂の過程については、『那一宝』の問題を含めて一応の解説をなしている。⁽⁴⁾それは、『弁註』が『那一宝』として脱体现成する事情を推考したものであつた。『弁註』と『那一宝』は、稿本を介して深く繋がつてゐるものに違ひないが、それは『正法眼藏』の編輯においても少しく異なり、また本文と註解の編成においても可成り異つてゐるので、ここでは『那一宝』の稿本『弁註』の問題として考へることにしたいと思う。

判の中で、派祖を理に随つて護持しようとした系列にあつた老卵が宗門および派内における微妙な立場にありながら、道元禪師の正法眼蔵を尽未来際に耀かさんとする、やみ難き道念の発露が『正法眼蔵那一宝』としての版行であつたであろうという意味のことを述べた。『那一宝』としての成立については、これに一応止めておくとして、稿本の成立については、もう少し検討を進めてみたいと思う。

『那一宝』の稿本となつた『弁註』は、現在岸沢文庫に所蔵されているが、これが駒沢大学図書館所蔵の寛政三年（一七九二）に鉄面両眉が退蔵峰室中で書写し福祥寺室中に備えたという『弁註』と内容的にも編成においてもほぼ同一であることは、すでに紹介済みである。このことから知られることは、『那一宝』は、元もとは『弁註』であったことであるが、その『弁註』も、天桂派下の人々、特に直指玄端（一七七六）の門下において修訂がなされたものなのである。この修訂本がどのようにして作成されたかについては、後に詳述することとして、ここで、この駒沢大学所蔵の福祥寺本『弁註』が退蔵峰（陽松庵）で天桂下四世の鉄面両眉によつて書写されたことについて少し考えて置きたい。

先に上げた老卵手沢の『弁註』（授記）の記入にある老卵が『弁註』全部を謄写して退峰に納めたが、後に拒む者によって焼かれてしまつたという、このことと考え方せるちとき、種

々の疑問が生起するのである。この時、老卵が納藏した『弁註』は、玄端がその門下とともに派祖の畢生の書を批判に耐えうる妥当なものとして後世に伝へるために研鑽を惜しまず修訂を重ねてきたという福祥寺本『弁註』の「凡例」をみると、成立頭初のそれではなく、修訂が積まれた最終段階の『弁註』であったと思われる。

当時の宗門の情況は、確かに天桂派に厳しい批判が渦まいていたと思われるが、しかし、他派からそれを乗り込んで毀傷することは考えられない。従つて、これは多分に派内の事情であったと推測される。『弁註』が世に出て以後、天桂に対する他派（特に吉山系）からの批判は続出し、これに対しても天桂派下の人々は、拳つて派祖のために抗弁したのであるが、論議を経て次第に問題点が明らかになる中で、天桂派下は、略ぼ二派に分かれたようである。それは、派祖の遺意に沿つて遺著を看読して、主旨を堅く遵守して行く一派と、派祖の書を理にかなうものとして改めてこれを護持参究して行く派とあつたといえる。老卵は、玄端系門下として理にかなう『弁註』を主張する側にあつて、その成果を謄写して派祖の根本道場退蔵峰に納藏し、祖恩に報答したに違いない。

然るに、この立場を肯んじない派内の者にこれが拒絶されたのである。

法忍の「書写正法眼蔵序」にみられる如く、玄端も退蔵峰

在住の間は、師の遺言を守つて慎重であったようであるが、最も多くの弟子を擁した玄端は、門下にその校訂を託すこととなつた。その結果、派内にこの問題を巡つて対立が生ずることになり、修訂本『弁註』の忌避となつて現れたのである。

但し、「其後有_ニ拒者_ニ灰焉」とあるが、老卵と略ぼ同時代の鉄面両眉が退峰において成立頭初のものではない修訂本が書写できたのであるから、老卵贊写本が表向きは、拒否され焼却されたことが伝えられていたとしても、実際に秘藏されていたとみてよいのではないかと思う。

ともあれ、天桂派は、『弁註』をめぐる論義の中で直指玄端—無廓鉄文—父幼老卵、或は直指玄端—恒山画竜—鉄面両眉の系統と、象山問厚—玄樓奥竜—風外本高、或は象山問厚一二見石梁—靈潭魯竜、或は竜水如得、或は光真絶海等の系統と『弁註』⁽⁸⁾継承の在り方において微妙な対立が生じたものと思われる。

老卵は、宇治興聖寺二一世大典国英の入寂に伴い、遺命によつてその後輩に懇請されて当寺に晋住し、興聖寺在住時代に宗祖の『正法眼蔵』開刻の念願を果すべく、修訂本『弁註』に依拠し、これに編成がえを行なつて『正法眼蔵那一宝』として出版したのである。しかし、真相は明瞭ではないが、不幸にも、当寺の興聖寺を取り巻く不利な事情と『正法眼蔵』開版停止令の違犯などによるものか、老卵は興聖寺から追院され、さらに住持位を脱牌され、その廿一世の位は、二年後禪戒論において派祖のために『一槌碎瓦』（一七八四）を著して抗弁した玄樓奥竜（一七二〇～一八一三）によって占められるのである。従つて開刻された『那一宝』も完全な流布をなしえず、全国に数部の完本が残るのみであり、版木の行方も知られぬ情況にあるといわれている。⁽⁹⁾

老卵の功業は、本意にそうことにならなかつたのであるが、『弁註』の修訂と宗祖『正法眼蔵』の開刻流布とに込められた老卵の操行の志と努力の跡は、これを繙く後代の児孫が誰しも感得して止まないところであらう。

三

『弁註』の修訂本の完成がいつであるか。福祥寺本「凡例」の示すところによれば、『弁註』の撰述（一七二九）されてより三十年、その門下においてその校訂と流通とを遺意として受け継ぎながら果し得なかつたが、さらにその門下にその事の実現を託す、十年の星霜の後（明和・安永の間へ一七七〇年前後）功を遂げたとされている。

『弁註』の修訂は、すでに『正法眼蔵』の編輯論、禪戒論、嗣承論の三点について論義が展開され、その帰趣についてなされたとして検討されている。⁽¹⁰⁾これは、天桂が六十巻本『正

法眼蔵』のみを信頼し、自己の見識において面山の戒観を批判し、仏知見の開発に重点を置いた独自の嗣法觀によつて宗統復古運動が漸く漕ぎつけた一師印証、依院不易師の嗣法觀を批判したことと端を発するが故に、各々論諍に加わつた人師についてその主張を明瞭にすることがなされたのであつた。ここでは、聊か角度を変えて修訂本にのみしほつて、その主張を検尋することによつて何が変化し、何が変わなかつたかを考察することにしたい。

修訂についてこれまでいわれてきた事柄の中で、特に『正法眼蔵』の編輯本についての評価の相異が、最も基本的な問題であり、これに次いでその解釈と受用の態度にあると思われる。これは、これまで誰もなし得ていない原典批評にまで天桂が踏み込んだことによるものである。それ故に修訂は、困難であり一面屈辱的な面もあつたと推考される。

『那一宝』授記には、勃頭に「授面嗣那一宝曰」⁽¹¹⁾とあるよ

うに、この三巻が、特にひと纏りとして問題にされ、嗣法に

関わる主要な巻として考えられていたのである。また、『弁註』に最も早く天桂生前中に反応した乙堂喚丑の『読絃講

議』は、「弁註調絃」と「授記」、「面授」、「嗣書」を前にしながら、「弁註調絃」と「面授」章についてのみ論駁がなされている。⁽¹²⁾各々が最も明確にさるべき方面から出発していると思われるが、ここでは、順序を逆にして「嗣書」の巻における

修訂から検尋することにしたい。

先づ初めに『弁註』に対応した總てが「弁註調絃」の『眼蔵』觀に異をとなえたのであるが、面山の『正法眼蔵闡邪訣』（一七三八）が出るにおよんで、決定的に『正法眼蔵』の編輯が、恣意によつて宗祖の著作以外の文言を故意に加えたり、内容を改変したものでないことが知られ、特に七十五巻本に基づく『影室抄』の評価が明確にされたことによつて、天桂派下に与えた影響は、實に多大なものであつたのである。このことが「嗣書」の巻においてどのように現れているであろうか。⁽¹³⁾

いま便宜上、『弁註』の原本として龍水書写本を、修訂本として福祥寺本を用いることにするが、これは、『弁註』の書誌的考察から過りはないものと思われる所以、これらをもつて両者の変容について検尋したいと思う。

「嗣書」 勃頭の、

仏々かならず仏々に嗣法し、祖々かならず祖々に嗣法する、これ証契なり、このゆへに無上菩提なり

この文に対する原本と修訂本との註解は、両者の関係の一典型を示している。両者はともに「仏々祖々の嗣法は、無上菩提なる自心に通達して自己より自己に証契单伝する仏知見発現の時節」であるという、独自の嗣法觀を述べ、『肇論』『大論』を引いて無上菩提の義を説くもので、用いられてい

る字句に殆ど相違はなく、修訂本は原本を踏襲している。ただ註解の順序を後者は、『眼藏』本文の次第に順拠しようとしている点に相違がみられるというものである。両者のこのような関連は、最も多くの部分で見受けられる形態といえよう。

仏にあらざれば、仏を印証することあたはず、仏の印証を得ざれば、仏となることなし、仏にあらずよりむは、たれかこれを最尊なりとし、無上なりと印することあらん、仏の印証を得るとき無師独悟するなり、無自独悟するなり、このゆへに仏々相嗣し、祖々証契すといふなり

この段について原本は、生仏無二、因果無別の立場で師資の自仏知見の開発において師(仏)の印証をえ、正伝の嗣法が印証されるので、師資の間に全く授受の関係は成立しないから、この嗣法は、無師独悟であり、無自独悟であると説く。

そして更に当時の宗門における嗣法相続の大本を知らざる面授・代付の嗣承論證を批判し、また、一師印証面授の規則を厳めしく強張する風潮を『宝積経』(六〇、五九巻)を引用して、無上菩提を形式的に求めることの非を攻撃している。

修訂本は、前半の嗣承について開陳された独自の見解を殆どそのまま継承しているが、後半の当世批判のための長文を全部削除し、その代りに無師独悟の註解を補つて、「(於此^{テハ}佛道^{ヨリ}授クルナク)レ受クベキモノナ)クシテ又授受

ヲ妨ケズ故ニ仏ノ印証ヲウルトキ無師独悟無自独悟ト云フ、影室ニ仏祖ニ參学スルトキ無師独悟ノ理ヲウルナリト抄セリ」の語を加え、ここに授受を超えた嗣法と授受を妨げぬ相承との両義を盛り込んで、天桂の理を強調する立場と円山の事に傾く立場との調和を『弁註』自身が『眼藏』の末疏としての価値を一蹴し去った筈の『影室抄』を介して図っているところが注目される。次に

この道理の宗旨は生仏無二吾亦如是汝亦如是ト了スル^{アリ}佛々にあらざればあきらむべきにあらず……中略……佛々相嗣するがゆへに仏道はただ仏々の究尽にして仏々にあらざる時節あらず、たとへば石は石に相嗣し、玉は玉に相嗣することあり、菊も相嗣あり松も印証するに……中略……佛々相嗣し祖々証契すといふ領覽のことなし、あはれむべし仏種族に相似なりといへども仏子にあらざることを、^{異本此下子仏にあらざることを十}_{不可也}

『弁註』には、所々に『眼藏』の本文中に異本の校訂とは別に、割注を付している。この段もその一例であるが、修訂本はこの点をほぼ踏襲しているようである。また異本の探索校訂について老羽も可成り苦心をされたと云へられていて⁽¹⁴⁾が、こゝの段の最後の句は、原本が異本として割注し、「不可なり」とするものを『那一宝』は本文として「例ノ句意ニシテ子細ナシ」として、派下のその後の異本研究の成果を示しているが、修訂本は、そこに至ってはいない。

原本の「弁註」は、『眼藏』諸法実相ノ「実相ノ実相ニ參學スルヲ仏祖ノ仏祖ニ嗣法スルトス、是諸法ノ諸法ニ授記スルナリ、唯仏ノ唯仏ノ為メニ伝法シ、与仏ノ与仏ノ為メニ嗣法スルナリ」を引証として、天桂独自の授記・嗣法一体觀を提示し、さらに「如レ此ノ明誨、有レ眼則須レ見、是ニモ面授親承規則アツテ其規則ニ依不レ依理論アルヘキカ」として「仞性」卷の悉有の義を引いて、嗣法に師資面對の規則を子細に検討すべきことを主張している。

修訂本は、授記・嗣法を一体視する立場までは、これをそのまま受用しているが、面授の規則に関する箇処は、原本によらず、明示はないが、『影室抄』の「石は石に相嗣し云々」の『眼藏』本文を引く立場を容れて、嗣法が相對的相伝ではないこと示して、嗣法に関する面(授)・代(付)・断(法)・続(法)の論義を子細にすべしとしている。

(曹谿示衆)七仏より慧能にいたるに四十仏あり、慧能より七仏にいたるに四十祖あり、この道理あきらかに仏祖正嗣の宗旨なり……中略……しばらく四十祖といふは、ちかきをかつ挙するなり。

『弁註』原本は、「七仏ヨリ曹谿ニ至テ四十祖トアルハ嗣法ニ權実アルコトヲ雙顯シ玉フ示誨ナリ」として、面授篇に委説ある旨を指示している。修訂本は、註解の殆どを踏襲している。但し、『那一宝』では、七仏について面授篇の「弁註」をこの

箇処に移し、引証の『長阿含經』『三劫三千仏名經』『名義集』『仏說仏名經』『涅槃經』『法華私記』『伝灯錄』等を全文掲げていい。この仕方は、各巻間において註弁を最も適切な所へ移行するという修訂上の『那一宝』の立場であるといえる。次に嗣承觀批判の箇処がどのように修訂されたかを見ることにしたい。

その宗旨は、釈迦牟尼仏は、七仏已前に成道すといへども、ひさしく迦葉仏に迦法せるなり、降年より三十歳十二月八日に成道すといへども、七仏已前の成道なり、……中略……さらに迦葉仏は釈迦牟尼仏に嗣法すると参究する道理あり、この道理をしらざるは、あきらめず、仏道あきらめざれば仏嗣にあらず。

これについて原本は、この親密の玄旨は、正眼目なき者の知る所ではないといい、釈迦牟尼仏は、七仏以前に成道するも過去の迦葉仏に嗣法し、その迦葉仏が現在の釈迦仏に嗣法し、然も諸仏の齊肩同時成道、己前成道、末上成道という道理を知るものが仏嗣であり、参考の要道であり、甚大久遠本仏の、また本行菩薩の嗣であるにも拘らず、今日の授記・嗣法は、權乘の化儀のみである。仏祖正伝の授記・嗣法は、自己の開仏知見であって、面对面授の規則行儀にあるのではないことを強張している。

成道嗣法の義を繼承し、今日権乘の授記・嗣法については、原本の否定的言辭を除いて、「即是深遠ニシテ不転不斷不絶三世前後ノ劫量ニ拘ハラス仏嗣仏ノ正伝ト云フ」と述べて、原本とは裏腹な註解になつてゐる。尤も、これは官許にて定められた権乘の規則との調制をとつたものであるが、これが全く派祖天桂の主張を覆えした訳ではなかつた。天桂は、元もと権門の化儀を認めなかつたのではなく、開仏知見を蔑ろにして儀軌に偏向することへの警告が、勢い否定的言辭となつたものであるからである。この段の修訂は、刺激的部分を緩和した範囲のものと解される。

四

次は從前と異なる修訂の様相を検することにしたいと思う。

諸仏の仏儀かくのごとし、この諸仏に奉観して仏嗣を成就せん、すなはち仏々の仏道にてあるべし、この仏道かならず嗣法するとき、さだめて嗣書あり。もし嗣法なきは天然外道なり。

これについて『弁註』原本は、「自此已下往々有_ル疑怪_ル耳、蓋法本法無法、無可_レ嗣無可_レ授授記ハ戯論ナリト見ル眼是天然外道ト云ンカ、不可_ニ錯解_ク此處ヲ古仏モ入魔入仏消息アリトノ玉フ、非_ニ浅機者所_レ知_ル乞止_ニ瞎睡_ヲ焉、天然外道事至_レ下弁_レ之」と述べて、以下の本文には錯解を生ずる恐れの

ある疑怪すべきところがあるので刮目すべしと警告し、特に天然外道については、特に後段に独自の見解を開陳するのである。

修訂本は、原意を認めながら、本文によつて過去の諸仏は釈迦の弟子なることを知り、その授受を超えた法の道理を明かし消息を通じて諸仏に奉観して断絶なく、仏々の仏々に嗣法する仏道中のものが祖門の常道であり、これに外れるものは、天然外道であると述べて、『眼藏』本文の文意に怪疑を挿む様子は、見受けられない。これは、己に『正法眼藏』の書誌的研究が進み、同派下の人々によつても異本の蒐集検討が行われた状況下において恣意的に本文を疑うことが不可能になつていたことを窺うことができる。

これを受ける『那「一宝』も天桂の立場を踏まえて、「天然外道ト云ニ兩説アリ、別処ニ諭サン、上ニ所謂仏ノ印証ヲ得テ無師独悟スルナリト」を付して、その意を汲んでいることを注意しておかなければならないであろう。

このあと「嗣書」巻は、

仏道もし嗣法を決定するにあらずよりは、いかでか今日にいたらん、これによりて仏々なるには、さだめて仏嗣仏の嗣書あるなり、仏嗣仏の嗣書をうるなり、その嗣書の為体は、
といつて、嗣法の契機（日月星辰、皮肉骨髓）を示し、相嗣の様々な事物（袈裟、拄杖、松枝、払子、優曇華、金欄衣、鞞鞋、

竹籠）を述べ、さらに書嗣の様式（指血、舌血、油乳）を説いている。

これに就いて『弁註』原本は、この段、疑いなきにあらずと前置きして、「自己ノ仏知見ヲ開テ嗣法スルトキハ一切処嗣書ナラサルモノナシ、於レ茲模様ノ愚惑ニ陷入スヘカラズ、是等ノ嗣法ヲ相嗣スル時、或ハ指血ヲシテ書嗣シ、或ハ舌血等ヲシテ書嗣スル等ハ、上下文相應セズ、拄杖払子竹籠鞞鞋等ハイカンガ血書シ油乳ニテ書センヤ、是ハ下ノ合血ノコトニ附会センタメノ発語トキコヘタル妄添ナリ」と断じて『眼蔵』の本文自体ヲ認めないのである。

これに對して修訂本は、『那一宝』のように「自己ノ仏知見ヲ開テ仏嗣仏ノ嗣法アルトキハ袈裟拄杖鞞鞋竹籠ノ相嗣アリ、或ハ又指血舌血等ヲ以テ書嗣スルト云ハ不レ惜^マ身肉」、法ヲ尊重スルノ表儀ナリ、從上ノ古徳從始嗣法ヲ期シ求ムルニアラサレドモ師資ノ機縁啐啄シテ汝亦吾亦ノ仏知見現成スルトキ即チ嗣法ナリ、四七二三一千七百等ノ諸祖是レナリ」と説いて、原本が否定した指血・合血を身肉を惜しまず法を尊重する表儀として肯定することはないが、その後半の師資の機縁かなつて仏知見現成するとき嗣法が可能なることを強強し、嗣法は後世の利に走り権勢に追従するものとは異なるといふことは附け加えている。

「嗣書」卷は、つづいて道元禪師の嗣法、嗣書についての

参学の歴程が述べられ、嗣法に關わる不是が批判されてい る。そのなかに次の一文がある。

おほよそ法語・項相等をゆるすことは、教家の講師、および在家の男女等にもさづく、行者・商客等にもゆるすなり、そのむね諸家の録にあきらかなり。あるひはそのひとにあらざるが、みだりに嗣法の証拠をのぞむによりて、一軸の書をもとむるに、有道のいたむところなりといへども、なまじひに援筆するなり、しかのこときのときは、古來の書式によらず、いさか嗣吾のよしをかく。

これについて『弁註』原本は、「此段大凡ト云ヨリ嗣吾ノヨシヲカクノ数行ニ至テハ甚疑シ、古仏ノ実語ニアラザルコト有^ル耳目」者照察スベシ、蓋伝法ノ嗣書ニ古來ノ書式ニヨラズシテ有道ノ人タルモノ仮令身命ヲ喪スルコトアリトモ何ソマギラカシノ書様ト云コト古今ニアルベキコトナラズ、決是盲禿子ノ妄添ナリ、古仏ナンゾ無証拠妄説虛談ヲナシ玉フベケンヤ、悲哉、面嗣両篇^ノ如^レ是^ノ疑怪者頗^ル多矣」と弁じて、この文を全面的に否定するのみならず、「面授」「嗣書」両巻に多くの疑うべきものありとまで言及している。

また、この文中の妄りに嗣法の証拠を求むるものになまじいに援筆することを仏説の止啼錢と解して否定するものを批判し、嗣法は開方便門真相の開仏知見の時節であるから、方便の談ではないといい、さらに「嗣法ノ時節ハ權實不二方便即実相ナレバ豈方便ノ嫌フベキコトアランヤ」と云う主張に

も、擬學して實義を知らぬものとし、知見發現の者、不合の嗣法を望むことはありえないとしたのである。

この点について修訂者は、「一説ニ古仏嘆息ノ文也トミテ云ク」（法語頂相等ヨリ下ノ文、古仏嘆息ノ示誨ナリ、不可ニ差過）「那一宝」と記して、道元禪師が肯定的に述べた文でないことを注意した上で、「非^メ其人ニ而嗣法ノ証拠ヲ求ムルハ是レ有道ノ所レ痛ムナリトイヘドモ無道ノ師家ハ痛ムコトナク惄ヒニ援筆スルナリ、其ノ嗣書ノ様古來ノ式ニヨラズ、聊嗣吾ノ由ヲ書クナリト、是稍々道理アリ、用舍ハ任^ヌ人。」と説いて、本文を否定することなく意を通じたのである。但し、ここでは、妄想子と天桂との応答は、修訂者からすれば、道元禪師の真意を差過した別の議論になつていたことになるであろう。

次いで「嗣書」卷は、道元禪師の嗣書拝覽の次第が縷々述べられ、その末上に

道元在宋のあひだ、帰朝よりのち、いまだ人にかたらず。

に続けて洞山下の嗣書について語り、その中に曹谿六祖・青原高祖の指血を合して書伝せられたことが記され、合血の儀は、仏法相伝の印証であり、青原和尚のみ相云したとして、この事子をしれるともがらは、仏法はただ青原のみに正伝せると道取す。

と結んでいる。この一段について『弁註』原本は、「道元在宋ト云ヨリ、ココニ至ルマテ決是無眼子ノ妄添ナリ」とし

て否定したのである。中でも合血の儀が、諸仏、七仏乃至初祖二祖の間に行われたとする事に対し、「尤疑ハシキ怪事ナリ」として、『楞伽經』『維摩經』『大論』『菩薩善戒經』『大毗盧遮那成仏經疏』『華嚴經』『思益經』『大集經』『宝積經』等を検して、諸仏にかかる奇特の事なきことを証明し、重ねて正伝の嗣法は、始終にかわらず、ただ真の知識に相見する宗旨であり、自己の開仏知見の悟の外はないのであって、余の末節の事にありとするものは、古仏の真語ではないとしている。⁽¹⁵⁾

この箇處について修訂本は、原本の極めて長文の弁論を略ぼそのまま継承するが、『那一宝』は、これに比して極く簡潔に註解している。先づ「道元在宋ト云ヨリ青原ノミニ正伝スルト道取ニ至ルノ章用^テレ意可^レ見。」と前置きして、この文を後人の妄添とする派祖天桂の立場にはないことを表示している。従つて指血淨血による書伝も心々が通ずる仏嗣仏の嗣書のことであると理解され、初祖二祖、諸仏七仏にも行わるとは、駁鞋を以て書き、竹籠を以つて書く嗣書のことと示され、曹谿、青原の相承の姿は、余人の及びえぬ、箇裏の通処を示されたものと解せられている。

甚深の義を明かすことによつて締め括られる。

詰り、釈迦仏は、迦葉仏に嗣法すと信受する聽教の解を超えた仏々相伝の道が示されているのである。

この段について『弁註』原本は、「天童永平両古仏師資親見嗣法正伝付属之玄旨全在於此章」^二として、この説示を全面的に肯定し、弁註の前半は、この段の嗣法の問題点を、『悲華經』『涅槃經』『法華經』『大日經疏』『大法鼓經』『法華玄義』『三身義私記』『普賢觀經』『大論』『長者論』『大毘盧遮那成仏經疏』『大莊嚴法門經』等を引用して授記、成道、入涅槃、劫量寿量、天然外道、非聯、非聚、等について註解している。

中盤から後半部に「或師」の邪説を上げてこれを論駁する形で嗣法に関わる諸問題も明かすことに努めている。

或師の邪説として、(一)、妄立の作法儀規を以つて永平の真宗一師印証の嗣法だとするもの、(二)『衣鉢集』が「非聯非竝ト云ヨリ下諸仏諸祖ノ嗣法ニテアルナリ」の文を云々と省略して祖意を輕蔑するもの、(三)、「このとき道元はじめて仏祖の嗣法あること稟受する……」は凡僧の師資面対の嗣法のことにあること、(四)、『俗談』の無師独悟の誤り、(五)、或師の「授記は因、嗣法は果」とする誤り、(六)、『弁註』を宗門の一師印証義を破斥せる外道破法の邪見とするもの、(七)、一師印証を錯解するもの等に対して、『法華經』『法華

文句』『諸法無行經』『大寶積經』『普賢證明功德經』『大論』『法句經』『勝天子般若經』『持地經』『涅槃經』等を引証して論及している。

これについて修訂本は、殆ど修訂を施こしていない。『那一宝』は前半と中盤の一部は、殆ど原本を踏襲して、淨祖、永平の嗣法の本義を伝えようとしている。但し、「此篇文言難レ会、不レ泥ニ言句、須下著ニ精彩ニ知中甚深玄旨上矣。」^三と附している。これは、『弁註』原本に依拠しつつ、文言をもつて消息を通ずることに腐心して來た天桂派下の人々の苦衷が滲み出ているように思われる。また、『那一宝』修証本は、主にこの節の後半部に展開された當代学者への論難は、總て採用せず除去している所に、この『那一宝』の当時における立場が汲みとれる。

註

- (1) 直指玄端『退藏始祖天桂和尚年譜』(『曹洞宗全書』史伝下、四七二—四七三頁)。
- (2) 乙堂喚丑『正法眼藏統絃講議』面授章「統絃講議序」(『正法眼藏註解全書』第一〇巻一一三頁)。
- (3) 鏡島元隆「天桂派下の思想」(『道元禪師とその門流』一二九—一四九頁)において、眼藏の編集論、禪戒論、嗣承論の各个方面について両派の論評とその帰着が考察されている。
- (4) 拙稿「正法眼藏弁註」の草稿について(駒沢大学仏教学部研究紀要第三六号)においてその一部を紹介している。
- (5) 拙稿『正法眼藏弁註』に就いて「(永平正法眼藏蒐最大成総目録)二七六—三〇三頁)、同「正法眼藏那一宝」成立考」

（駒沢大学仏教学部研究紀要第三五号）。

同「『正法眼藏那一宝』成立考」（同一二八頁）。

（7）鏡島前掲書一三五頁。志部憲「天桂伝尊とその門下の人々」
（曹洞宗研究紀要第一六号二六七頁）。

（8）竜水、絶海の住した大田原光真寺には、『弁註』の写本が伝
つていて。また竜水は、自ら謄写した『弁註』を陽松庵に奉
納し、将来これを書写するものは、一点一画も増減してはな
らぬと遺命している。

（9）この辺りの消息については、大場秀弘「父幼老卵和尚の研究」
（『傘松』第五五七～五六〇号）参照。

（10）鏡島前掲書一一七～一一九頁。

（11）『正法眼藏那一宝』第八（『永平正法眼藏蒐書大成』第一六卷
二二九頁）。

（12）『続絃講議』の全貌については、不明な点が多く、明治以前
の版行についても明かではない。今後の解明を期したい。

（13）『弁註』原本は龍水謄写本（『永平正法眼藏蒐書』大成第一五
巻所載）を、修訂本は、『那一宝』稿本（岸沢文庫蔵）と同
内容である福祥寺本『弁註』（駒大図書館所蔵）をもつて検
尋する。

（14）鏡島前掲書一三五頁。

（15）『弁註』刊本（明治十四年九月刊）は、この箇處に割注して
「以下十二行余辨註ニ後人之妄添トナス今省繁辨註共衆議ニ
依テ除之也」と記して削除している。

（一九九〇年度駒沢大学特別研究共同研究費による研究成果の一部）